

## みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトに関する質問回答

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	実施要綱 第7条第4項	複数の地域団体から回収した場合、どのように回収量を把握しますか。地域団体毎に回収車両を分ける等、事業者毎の検討になりますか。	複数の地域団体から回収する場合、地域団体ごとに機材を用意することを制限するものではありません。 また、各地域団体との契約に基づいて回収することとなるため、地域団体ごとに回収量を把握する必要があります。
2	実施要綱 第5条	事業者が地域団体をリクエストすることは可能ですか。仮に、リクエストが可能な場合、他事業者がリクエストする地域団体と重複した場合はどのように選定されますか。	売買契約は、事業者と地域団体の間で合意の上で締結するものとなります。 したがって、1つの地域団体に対して複数の事業者が競合した場合、地域団体と条件面等で合意した事業者が実施することとなります。
3	実施要綱 第3条第1項(3)-ア	市民の分別が進まず、事業者にて想定通りの回収が出来なかった場合、事業者側の運送コストの負担が大きくなります。市としてのお考えを教えてください。	本市では、市民にラベルやキャップなどの分別の手間をおかけすることとなりますが、インセンティブとして地域にとっては売却益を得ることができるため、多くの市民のより一層の環境行動を促す仕組みとなるよう、市民へ働きかけたいと考えています。 一方で、実施地域の協力率向上のためには、多くの住民にこの取り組みを知っていただくことが必要であることから、事業者におかれても、住民への周知に努めてください。
4	2/21机上説明会資料 10. 有価物(原料)としての取り扱い②	運送コストが売払費用を上回り、廃掃法が適用された場合、産業廃棄物収集運搬許可がないと回収できなくなります。ペットボトルは社会情勢の影響を受け、必ずしも一定の売払費用が確保出来るとは限りません。市としてのお考えを教えてください。	運送コストが売払費用を上回り、廃棄物処理法が適用された場合、一般廃棄物収集運搬許可が必要となります。 しかしながら、ペットボトルの価格変動については、近年の推移から見ても、現在の水準から多少の変動は予測されますが、再生ペットボトルの需要が高まっていることから、大きく下落するものではないと考えております。